

平成 28 年 3 月
日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

政策担当秘書制度に関する要望書

【意見】

国会議員政策担当秘書選考採用審査認定を受けることができる者の要件に「税理士試験に合格した者」を加えること。

【理由】

国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（以下、「規程」とする。）第 19 条第 1 項第一号において、国会議員の政策担当秘書選考採用審査認定を受けることができる者について、「司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用 I 種試験、外務公務員採用 I 種試験又は審査認定委員会が定める試験に合格していること。」と規定されている。

政策担当秘書制度は、国会議員の政策活動を直接補佐する秘書を設けて、国会議員の政策立案・立法調査機能を高めるために創設されたものであり、税務の専門家である税理士資格を付与されるための税理士試験を合格した者についても、こうした制度創設の趣旨を実現するための能力を十分に備えているものと考えられ、特に毎年度行われる税制改正に関する国会審議等でその職能を発揮することが期待される。

さらに近年、税理士はその多様な能力が認められ、地方自治法をはじめ、会社法、政治資金規正法、中小企業新事業活動促進法など様々な法律に有資格者として規定され、社会からの要請もますます大きくなっている。

以上のことから、規程第 1 項第一号に「税理士試験に合格した者」を加えるべきである。

【参考】国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程

(選考採用審査認定を受けることができる者の要件)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、選考採用審査認定を受けることができる。

ただし、第 7 条各号の一に該当する者は、この限りでない。

一 司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用 I 種試験若しくは外務公務員採用 I 種試験又は審査認定委員会が定める試験に合格していること。

二 博士の学位を授与されていること。

三 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して 10 年以上であり、かつ、専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等があること。

四 次のいずれかに該当し、かつ、第 24 条に規定する政策担当秘書研修を受講し、その修了証書の交付を受けていること。

イ 国会法第 132 条第 1 項に規定する秘書（以下「議員秘書」という。）として在職した期間が 10 年以上であること。

ロ 議員秘書として在職した期間が 5 年以上 10 年未満であり、かつ、当該期間と政党職員（国会議員が所属している政党の職員をいう。）の職務その他議員秘書の職務に類似するものとして審査認定委員会が認める職務に従事した期間とを合算した期間が 10 年以上であること。